

# マイクロソフト

## CSP パートナー様向け パートナー アグリーメント

よく寄せられるご質問

### 概要

Microsoft Partner Agreement (MPA) は、パートナー様のタイプに基づいて適切な契約条件を設定し、パートナー様に販売資格を付与するモジュール形式の永続契約です。この新しい契約が最初に活用されるのは、クラウド ソリューション プロバイダー プログラム (CSP) であり、長期的にはすべてのパートナー チャンネルと提供プランに適用していく予定です。

マイクロソフトにとっての重要なテーマは、デジタルによる変革を推し進めることによって、お客様のニーズに対応し、ビジネスを拡大し、クラウド ファーストの世界で成功できるようにすることです。このデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、現状に即してパートナー契約を刷新することは必須の流れです。

目的は、契約エクスペリエンスを簡素化し、規制上の義務に継続的に対応して、パートナー様の信頼に応え続けることです。これらの目標を達成するために、Microsoft Partner Agreement では、契約の承諾と管理に関連するプロセスを簡素化し、当社のプライバシー、セキュリティ、コンプライアンス、透明性に対する取り組みを補助する条項を取り入れます。

### 目次

概要 – Microsoft partner agreement とは .....	1
よく寄せられるご質問 .....	2

## よく寄せられるご質問

**Microsoft Partner Agreement によるメリットは何ですか。**

最も大きなメリットは、管理を簡素化し、最新の規制に準拠できるという点です。MPA はシンプルさを追求しており、承諾と管理に必要なリソースと時間が少なくて済みます。また、冗長さを排除し契約を取りまとめられるようになっています。

MPA によって、マイクロソフト、パートナー様、お客様はさまざまな面で規制要件に準拠しやすくなります。パートナー様は、契約をクラウドに移行することで、一元化された場所で個人データを管理および保護できるようになり、プライバシー関連の規制に容易に準拠できます。さらに、この契約には、腐敗行為防止規制への準拠にも役立つ条項が含まれています。

**今後の予定を教えてください。**

- 2019 年 6 月 30 日: マイクロソフトはマイクロソフト クラウド リセラー契約とマイクロソフト クラウド ディストリビューター契約を締結しているパートナー様に対し、書面にて契約を更新しない旨の通知を行います。
- 2019 年 7 月 31 日: パートナー様向けに MPA の事前公開を開始します。
- 2019 年 8 月 31 日: 契約非更新の通知に基づき、マイクロソフト クラウド リセラー契約とマイクロソフト クラウド ディストリビューター契約が終了します。
- 2019 年 9 月 1 日: MPA の承諾を開始できるようになります。
- 2019 年 9 月 1 日 ~ 2020 年 1 月 31 日: この期間は、MPA への署名の移行期間とします。
- 2020 年 1 月 31 日以降: MPA の承諾が、CSP プログラムに継続的に参加するための条件となります。MPA を承諾しないパートナー様は、2020 年 8 月 31 日まで、既存のお客様とサブスクリプションに限定のみ管理とサービス提供を行えます。

**どの契約が、2019 年 9 月 1 日に Microsoft Partner Agreement に移行されるのですか。**

マイクロソフト クラウド リセラー契約とマイクロソフト クラウド ディストリビューター契約が、2019 年 8 月 31 日をもって終了となります。新規および既存のクラウド ソリューション プロバイダー パートナーがクラウド ソリューション プロバイダー プログラムで取引を行うには、MPA に署名する必要があります。

MPA に統合される付帯契約は、1.直接請求パートナー向けマイクロソフト クラウド リセラー契約 (MCRA)、2.間接プロバイダー向けマイクロソフト クラウド ディストリビューター契約 (MCDA)、3.直接請求パートナーと間接プロバイダーを兼業し、双方に同じテナントの使用を要望するパートナー様向けのマルチ ティア契約、4.間接リセラー向け契約、5.米国政府機関向けクラウド用マイクロソフト クラウド リセラー契約、6.米国政府機関向けクラウド用マイクロソフト クラウド ディストリビューター契約です。

**間接リセラーは、マイクロソフトとの Microsoft Partner Agreement を承諾する必要がありますか。間接プロバイダーには何が義務付けられますか。**

MPA は、透明性、コンプライアンス、合法的な商慣行の確保を可能にする要件を明確に規定することによって、お客様、パートナー様、マイクロソフトを保護し、長期的な成長とビジネス継続性を促進します。この新しい MPA では、すべての CSP 間接リセラーに契約条件への同意を求めることで、透明性とコンプライアンスを強化し、より信頼できるビジネスを共に構築できるようにします。間接プロバイダーには、取引する間接リセラーにパートナー センターへの登録と MPA への署名を行うよう通達することが義務付けられます。マイクロソフトとの MPA に署名することで、間接リセラーはコンプライアンスが確保された販売の裏付けとなる条件を履行していることとなります。

**Microsoft Partner Agreement を承諾するにはどうすればよいですか。**

パートナー様は、パートナー センターで MPA を承諾するボタンをクリックしてください。直筆の署名が必要な REST 各国 (ロシア、エジプト、サウジアラビア、トルコ) のパートナー様には例外が適用されます。

**グローバル パートナーの場合、契約への署名は 1 度だけで済みますか。それとも各地域のテナントごとに署名するのですか。**

地域認証の税制により、世界各地で事業展開する新規のパートナー様は複数の契約に署名することになります。パートナー様は通貨上の必要性に応じて、地域ごとに少なくとも 1 つの国の法人に関連付けた MPN ID が必要となります。